

大津川水系河川整備計画

平成15年10月

兵 庫 県

大津川水系河川整備計画(全文)

— 目 次 —

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 流域及び河川の概要	1-1
1. 流域及び河川の概要	1-1
第2節 河川整備の現状と課題	1-4
1. 治水の現状と課題	1-4
2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題	1-4
第3節 河川整備計画の目標	1-6
1. 河川整備計画の対象区間	1-6
2. 河川整備計画の対象期間	1-6
3. 河川整備計画の適用	1-6
4. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	1-7
5. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	1-7
6. 河川環境の整備と保全に関する目標	1-8

第2章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河 川管理施設の機能の概要	2-1
1. 流下能力向上対策	2-1
2. 許可工作物の改築	2-1
3. 堤防の補強対策	2-2
第2節 河川の維持の目的、種類及び施工の場所	2-3
1. 河川管理施設の維持	2-3
2. 許可工作物の維持管理	2-3
3. 水量・水質の保全	2-3
4. 河川の占用及び工作物の設置に対する対応	2-3
第3節 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	2-4
1. 河川の適切な利用、管理の推進	2-4
2. 河川情報の提供	2-4

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 流域及び河川の概要

1. 流域及び河川の概要

大津川水系は、兵庫県西部の赤穂市に位置し、その源を兵庫県、岡山県の県境の帆坂峠に発して、ほさか 大津湯ノ内川、おおつゆのうち 権現川と合流し流れを南東からごんげん 南西に変え、さらに折方川合流点で南へ変え、塩屋川と合流した後、播磨灘に注ぐ二級河川である。その流域面積は約 22.0km²、法定河川延長は大津川本川で 6,735m である。流域の約 76%が山地、約 10%が水田で占められている。

流域の地形は、上流部では起伏量200～400mのきふくりょう 小起伏山地で、下流部では低地で形成されている。

地質は、上流部の山地においては中生代白亜紀のちゅうせいだい 流紋岩類及び花崗岩類りゅうもんがん であり、下流部の低地では新生代の沖積層かこうがん である。

流域の気候は、瀬戸内海に面していることから温暖で雨量が少なく、平成2年度～平成12年度の11年間で年平均気温は約 15.7℃、年平均降水量は約 950mm である。

流域の下流部は、T.P.+1.00m 以下の低地が多く占めるため、瀬戸内海特有の大きな潮汐変動の影響を受けるとともに、台風の高潮時には被害を受けやすい。昭和39年9月の台風20号、昭和40年9月の台風23号を契機として、下流部の高潮の影響を受ける区間で、昭和43年度より高潮対策事業を実施している。

昭和49年7月の台風8号で被害が発生したため、大津川において災害復旧及び河川改修を実施した。また、昭和51年9月の台風17号でも甚大な被害が発生したため、塩屋川において河川改修を実施した。

河道の現状は、上流部では河床勾配が 1/65～1/150 と急であり、概ね掘込ほりこみ 河道である。一方、下流部では河床勾配が 1/950 と緩やかであり、築堤河ちくてい 道である。

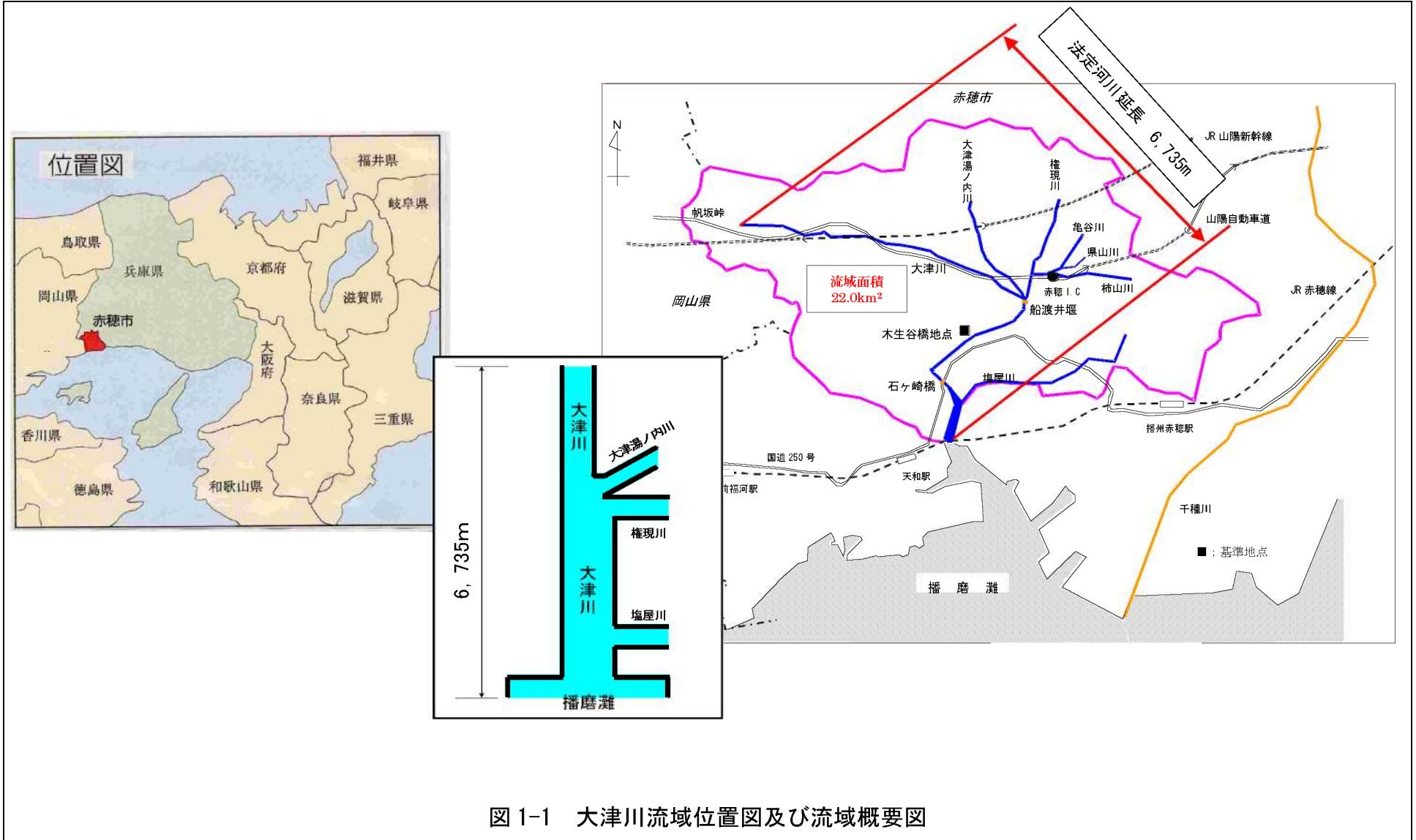
流域の植生は、山地の大部分がアカマツーモチツツジ群集の二次林によって占められている。一方、河岸はブロック積み護岸であるため、植生がほとんどなく、河床部も下流では植生はほとんどないが、上流ではツルヨシなどがみられる。

河川には、下流では汽水域や緩流域を好むボラ、フナなどの魚類がみられ、上流ではオイカワやカワムツなどの魚類がみられる。また、鳥類ではサギ類などがみられる。

河川利用の面では、川沿いの散歩やシジミとりなどをする人々の姿も見受けられるなど、地域の住民に親しまれている。

水質については、環境基準の類型指定はされていないが、赤穂市測定の平成2年度～平成12年度までの11年間の船渡橋と石ヶ崎橋の観測データでは、BODが2mg/l以下と環境基準のA類型に相当し、良好な状態を維持している。また、大腸菌群数は概ね5000MPN/100ml以下を示しており、環境基準のB類型に相当する。

河川水については、農業用水として利用されている。



第2節 河川整備の現状と課題

1. 治水の現状と課題

大津川水系の河床勾配は上流では急勾配であるが、下流では1/950と緩勾配であり、下流区間は感潮域である。上流は概ね掘込河道であるが、下流の感潮区間は小規模な海岸平野の低地と接する部分で左岸側は堤防が築かれており、瀬戸内海特有の大きな潮汐変動の影響を受けるとともに、台風の高潮時には被害を受けやすい。

このため、昭和39年9月の台風20号、昭和40年9月の台風23号による西播磨地域一帯で甚大な被害が発生したことを契機に、下流部においては、JR赤穂線から上流において防潮堤の整備を中心とした「播磨高潮対策事業」を昭和43年度より実施している。その後も昭和49年7月の台風8号で被害を受け、権現川等を含む大津川において災害復旧助成事業で船渡橋より上流の2,100mが改修され、また昭和51年の9月の台風17号でも甚大な被害を受け、塩屋川が河川激甚災害対策特別緊急事業で改修されている。河道は最下流部を除いて大半が2面張りである。

現況河川の整備状況は、河口から三川合流点付近までの区間は高潮対策として築堤は完了しているが、整備目標である概ね100年に1回程度の降雨で発生する洪水に対して、折方川合流点付近より上流区間の河道断面積が不足しており、この区間の治水対策が急がれている。

また、国道250号が大津川を横断する石ヶ崎橋の桁下高さも計画高潮位TP+3.00mに対して不足しており、改築する必要がある。

また、一部区間において洪水時や高潮時に堤防より漏水が見られる箇所があり、調査及び対策検討を行い、必要な区間において対策を講じる必要がある。

2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題

河川水については、農業用水として利用されている。

河川利用の面では、川沿いの散歩やシジミとりなどをする人々の姿も見受けられるなど、地域の住民に親しまれている。

河川の水質については、船渡橋と石ヶ崎橋で経年的に水質調査が行われており、環境基準の類型指定はされていないが、平成2年度～平成12年度までの11年間の観測データでは、BODが2mg/l以下と環境基準のA類型に相当し、良好な状態を維持している。また大腸菌群数は概ね5000MPN/100ml以下を示しており、環境基準のB類型に相当する。

大津川は、下流部では臨海工業地域における貴重な水辺空間として、上流部では人と自然との出会いゾーンを結ぶ水と緑のネットワークの形成を図ることが期待されているが、高潮対策事業の区間では河口部を除いて急勾配の築堤状態であることや周辺の家屋が隣接していることから身近に水辺と親しめる空間が十分でないのが現状である。

そのため、河口部から上流域に至るまでの自然環境に配慮していくとともに、河川周辺の状況に応じた修景や親水機能の充実を図り、市民が水辺に親しめるような河川環境を創出・保全する必要がある。

第3節 河川整備計画の目標

1. 河川整備計画の対象区間

本整備計画の対象は、大津川水系すべての法定河川とし、そのうち計画的に河川工事を実施する区間は高潮対策事業区間である JR 赤穂線から三川合流地点（船渡井堰）付近までの区間、3,015m (No.0～No.100+15) とする。

なお、河川の維持は水系内のすべての法定河川で行うこととする。

2. 河川整備計画の対象期間

河川整備計画対象期間は、概ね 20 年とする。

3. 河川整備計画の適用

本整備計画は、「ひょうご・人と自然の川づくり」基本理念・基本方針」及び、流域の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定したものであり、段階的な整備を効率的かつ効果的に実施することを目的とする。しかし策定後にこれらの状況が変化したり、新たな知見が得られたり、技術の進歩等の変化が生じた場合には、適宜、河川整備計画の見直しを行うこととする。



4. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

大津川水系では、概ね 100 年に 1 回程度の降雨で発生する洪水に対応することを目標として、沿川を洪水から防御するため洪水の安全な流下を図るとともに、高潮時の浸水被害を防ぐことを目標とする。

整備対象区間における整備目標流量を図 1-3 に示す。計画高水流量は、■印を示している基準地点である木生谷橋で $170\text{ (m}^3/\text{sec)}$ とする。

また、改修途上段階における施設能力以上の洪水や整備目標流量を上回るような洪水の発生に対しては、流域自治体、流域住民などと密接な連絡や協力を保ち、地域の水防活動を支援し、被害の軽減に努める。

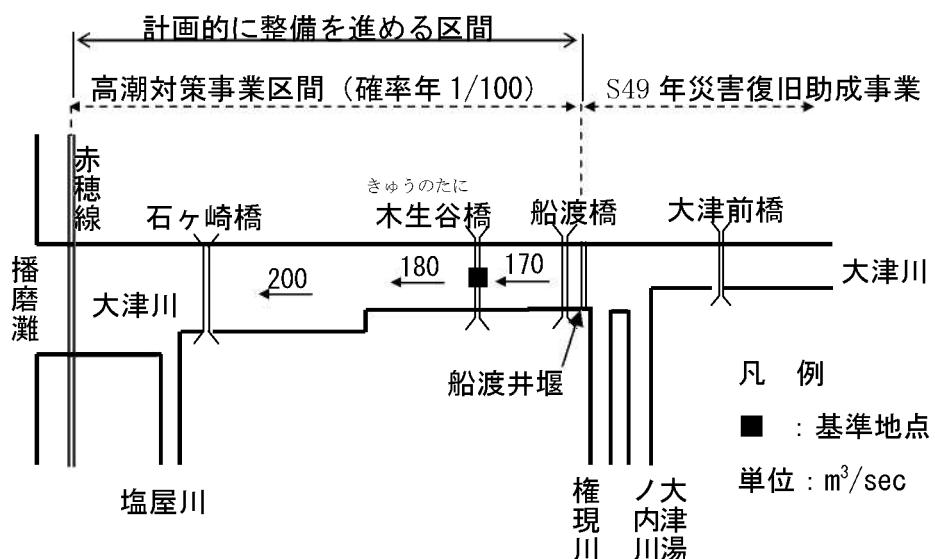


図 1-3 整備目標流量配分図

5. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川の適正な利用については、河川状況や取水等の水利用実態の把握を行い、適正かつ効率的な水利用が図られるように努めるとともに、新たな水需要が発生した場合には、関係諸機関と調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図り、河川の水質や景観及び動植物の生息・生育環境に十分配慮する。

また、流水の正常な機能の維持については、今後、流況等の把握を行い、流水の清潔の保持、動植物の生息地または生育地の状況等の観点から調査検討を行った上で必要な流量等を決定する。

6. 河川環境の整備と保全に関する目標

大津川水系の整備にあたっては、動植物の生息の場として良好な河川環境を保全・復元していくことはもちろんのこと、流域住民にとって憩いの親水空間として、貴重な空間であることから、今後も流域自治体をはじめとする関係機関や流域住民と連携を図り、市民が水辺に親しめるような河川環境の創出・保全に努める。

第2章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 流下能力向上対策

大津川水系では、計画高水流量に見合った流量を安全に流下させることを目的に流下能力の向上対策として低水護岸の整備を行う。

整備対象区間は、表2-1に示すとおりである。

2. 許可工作物の改築

許可工作物の改築として、桁下高さが不足している石ヶ崎橋の改築を行う。
いしがさき

表2-1 流下能力向上対策等対象区間

河川名	整備場所	延長(m)	主な整備内容
大津川	石ヶ崎橋下流断面変化点 ～三川合流地点(船渡井堰)	3,015 の内 2,175	河床掘削 低水護岸整備 橋梁架替

基準地点（木生谷橋）横断図

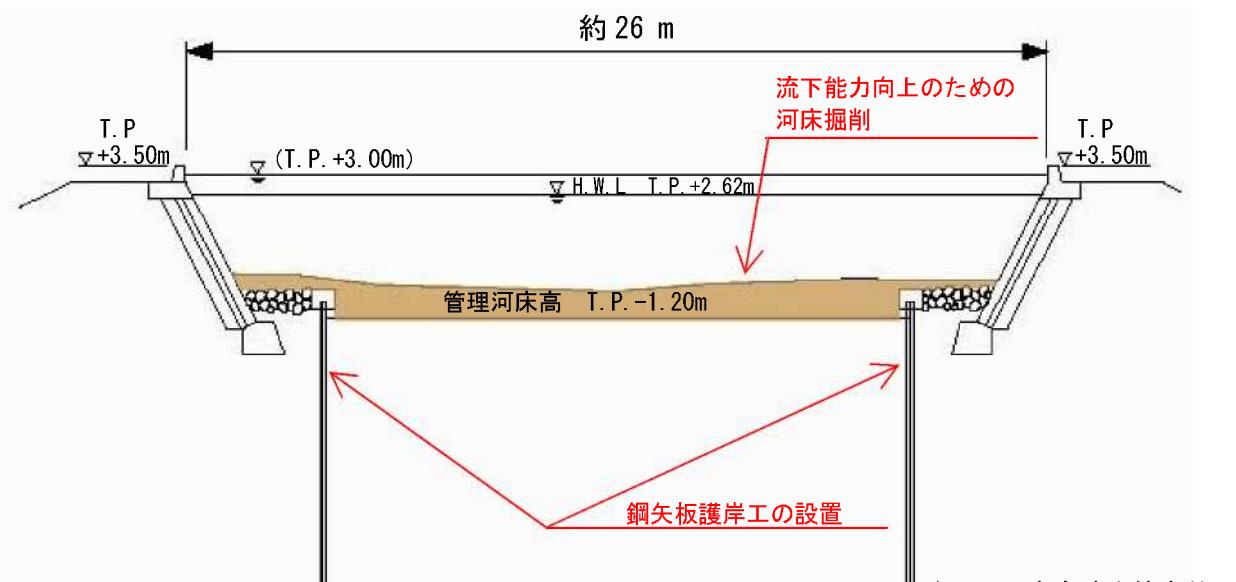


図2-1 低水護岸の整備計画断面図

(): 計画高潮位

3. 堤防の補強対策

過去の事業により築堤済の区間も含めた 3,015m の区間において、洪水時や高潮時に堤防の漏水が確認される箇所について、調査及び対策検討を行い、必要な区間において対策を行うこととする。

第2節 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

流域内の法定河川区間の維持管理については、河川の特性、整備の段階を考慮し、洪水等による災害の防止・軽減、河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全といった治水・利水・環境の視点から調和を図りつつ、機能が十分に発揮できるよう、占用者及び関係機関と調整を図り実施していく。

1. 河川管理施設の維持

堤防、護岸等の河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、機能の低下防止や所定の流下能力を確保するため、必要に応じて河川管理施設等の計測、点検、補修などを行う。また局所的に堆積した土砂の浚渫など適切な河床の維持を行う。

2. 許可工作物の維持管理

平常時の河川巡視等において許可工作物の状況を把握し、河川管理上の支障となることが予想される場合は、速やかに点検、修繕等を実施するよう施設の管理者に指導監督を行う。

3. 水量・水質の保全

河川水の利用に関して、適正な水利用の維持に努めるとともに、新たな水需要が発生した場合には、関係諸機関と調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。水質事故等については、関係機関との連携により早期発見と適切な対処に努める。

4. 河川の占用及び工作物の設置に対する対応

河川の占用及び工作物の設置については、他の河川利用との整合を図りつつ、治水、利水、環境の視点から支障をきたさない範囲で許可を行う。

第3節 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

1. 河川の適切な利用、管理の推進

大津川水系を常に安全に適切に利用、管理する機運を高め、より良い河川環境を地域ぐるみで作り出すことを目的に、河川管理者として収集した情報や河川利用に関する情報を積極的に提供する。河川利用を妨げる不法占用、不法係留等をなくすために河川巡視を強化し、必要に応じて関係機関と連携し、監督処分も含めて対応を図る。

2. 河川情報の提供

地域の防災力を高めるためには、住民の防災意識の啓発は必要不可欠であるため、地域の住民に対して過去の災害実績や河川の改修状況の情報提供を行う。また、計画規模を超過する洪水や高潮に対応するために、関係機関と連携し想定氾濫域の情報、避難に関する情報等を提供して、災害対策に関する意識の高揚を図る。